

保険年金課からのお知らせ

▼後期高齢者医療の被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(藤色)の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用する新しい被保険者証(青竹色)は、7月中旬に簡易書留・転送不要郵便で送付します。不在の場合は郵便受けに「郵便物等お預かりのお知らせ」が入りますので、郵便局に連絡し再配達を依頼するか、直接郵便局へ受け取りに行ってください。

なお、郵便局の保管期間を過ぎると被保険者証は市へ戻されます。8月になっても被保険者証が届かない場合は、保険年金課後期高齢医療係へお問い合わせください。また、有効期限が切れた被保険者証(藤色)は使用できなくなりますので、8月1日以降に市役所1階5番保険年金課後期高齢医療係にお返しいただくか、ご自身で破棄してください。

▼8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療費の一部負担金の割合は、世帯の住民税課税所得により1割または3割となります。平成30年度住民税課税所得(平成29年中の所得で算出)により、8月からの一部負担金の割合を見直します。【1割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が、いずれも住民税課税所得が145万円未満の場合【3割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が、【1人の場合】前年の収入額が383万円未満 ※被保険者と同じ世帯の70歳から74歳までの方との前年の収入合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

▼医療機関受診勧奨通知を発送します

特定健康診査の結果、生活習慣病に関わる項目に基準を超えた数値があり、医療機関を受診されていない方を対象に、7月下旬に通知を発送します。

重症化予防のためには、早めに医療機関を受診し、生活改善・治療に取り組むことが大切です。通知が届いた方は数値を確認し、受診の参考にしてください。

国民健康保険だより

国民健康保険限度額適用認定証の更新について

限度額適用認定証は、毎年8月1日に切り替わります。現在の有効期限は平成30年7月31日(火)までとなっています。8月以降も認定証が必要な場合は身分証明書と印鑑、マイナンバーを確認できる書類(通知カード等)を持参のうえ、7月17日(火)以降に市役所1階5番保険年金課窓口で申請をしてください。

障害年金を受けている方は「現況届」の提出を忘れずに!

次の①・②に該当する方に、日本年金機構から「現況届」が郵送されています。①20歳前の病気・けがによる障害基礎年金を受けている方 ②障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

※この届出は、8月から翌年7月までの年金の受給を決める大切な手続きです。必要事項を記入のうえ、7月31日(火)までに市役所1階

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

平成29年中の所得に基づき算定された平成30年度の保険料額決定通知書をお送りしました。4月から年金からの引き落としによる仮徴収をさせていただいた方には、今回の決定額からすでに納付いただいた保険料を差し引いています。【保険料】被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内で均一です。

【保険料の決め方】保険料年額(限度額62万円) ※均等割額と所得割額の合算(均等割額)被保険者1人当たり43,300円(所得割額) 賦課のもととなる所得金額×8.80%

※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減となり、所得割額はかかりません。

【保険料の納め方】納付方法は原則、年金からの引き落とし(特別徴収)です。ただし、その年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替(普通徴収)により納めていただきます。※新たに後期高齢者医療制度に加入した方は、しばらくの間は普通徴収となります。また、保険料の納付

■保険料の支払方法を「年金からの引き落とし」から「口座振替」に変更できます

【手続き方法】年金から引き落とし(特別徴収)の対象となる方が口座振替に変更する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要です。後期高齢者医療被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参し、保険年金課後期高齢医療係の窓口で申請してください。 ※金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きをした方は、口座振替のご本人控え、後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持参し、保険年金課後期高齢医療係の窓口で年金からの引き落とし中止の手続きをしてください(申出書を受領してから年金からの引き落としが中止になるまでに2~3か月ほどかかります)。

■社会保険料控除について

後期高齢者医療の保険料は、確定申告や住民税の申告の際に社会保険料控除の対象となります。年金から引き落としの方はその年金受給者本人に社会保険料控除が適用されますが、口座振替を選択した場合、保険料をお支払いただいた口座名義の方に適用されます。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

【申請できる方】70歳未満

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670

【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

【交換日】8月18日(土)午前10時~11時 ※小雨決行。雨天時は19日(日)に順延

【日時】7月31日(火)午後4時~5時(雨天時は8月1日(水)に順延) 【場所】市役所交差点付近

【問合せ】銀座中央商栄会 ☎ 551・0743

【問合せ】福生打ち水日和に参加しませんか 暑さ対策や涼を得るための江戸の知恵である「打ち水」。打ち水の普及を目的として打ち水イベントを実施します。一緒に打ち水をしていただいた方(先着100人)には、手ぬぐいハンカチを差し上げます。

「発見! 西多摩手箱『西多摩フェア』を開催します

西多摩地域8市町村(福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町)は、西多摩の魅力を一体的に発信することを目的とした「発見! 西多摩手箱『西多摩フェア』」を開催します。当日は市町村の公式キャラクターも大集合します。ぜひお越しください。 【日時】7月21日(土)・22日(日)午前9時~午後4時 【場所】イオンモール日の出1階 【内容】観光情報PR、特産品販売、体験コーナー等 【問合せ】シティセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740